

令和5年度

定期監査・行政監査
財政援助団体等に対する監査
結果報告書

羽島市監査委員

定期監査報告（地方自治法第199条第4項）

1. 監査期間

令和5年5月～7月

2. 監査範囲

令和4年度執行分

財務事務、その他事務の執行状況、補助金関係事務

3. 監査実施日と実施対象

実施日	実施対象
令和5年5月29日	公営企業会計（市民病院）
令和5年5月30日	公営企業会計（水道事業、下水道事業）
令和5年6月26日	監査委員事務局、会計課、危機管理課
令和5年6月27日	秘書広報課、総務課、市民課、管財課
令和5年6月29日	総合政策課、財務課、市民協働課（地域支援室含む）、生涯学習課
令和5年6月30日	図書館、スポーツ推進課、職員課、高齢福祉課
令和5年7月4日	環境事業課、市民総合相談室、保険年金課
令和5年7月6日	福祉課（新型コロナウイルス生活支援室含む）、新型コロナワクチン対策室、子育て・健幸課（子ども家庭センター）
令和5年7月7日	農業委員会、農政課、商工観光課、議会総務課
令和5年7月10日	都市計画課、土木監理課、消防本部、税務課・収納課
令和5年7月13日	生活環境課、生活安全課、環境プラント

4. 監査の主眼と方法

各事務事業が適切に執行され、予算の執行についても経済的、効率的及び効果的に処理されているかという点を主眼に置いて監査を実施した。

監査方法については、各所属にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき所属長等から説明を受けた後、事務事業の実施状況及び予算の執行状況等を聴取するとともに、関係書類、諸帳簿等の調査を行う方法により実施した。

また、購入した備品について、現物と備品台帳の突合確認を行うとともに、前回監査時における指導事項の処置状況や改善状況についての確認を行った。

5. 監査の結果及び意見等

事務事業の執行状況及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されていることが認められた。

軽易な注意事項等については、指示及び指導を行い、その後の改善及び検討を求めた。

特に重要な事項については、文書による回答を求めることとした。その回答結果は、次の「令和5年度 定期監査等の実施結果」のとおりである。

6. 令和5年度 定期監査等の実施結果

・各課への実施結果

所属名	監査委員の意見	回答期限	回答
企業会計 (全体)	○決算審査ではすべての取引を確認するため、決算資料の未収金及び未払金等に「その他」と記載したときは、別途内訳明細を添付すること。 (今回審査分については対応済)	9月末	○未収金及び未払金については、「その他」に関わらず全てを一覧表として提出します。
総務課	○羽島市行政組織規則の総務課の事務分掌に「法律相談」という文言を入れるべきではないか。	9月末	○行政組織規則の見直しを行い、所掌事務に「庁内の弁護士法律相談に関すること」を追加する方向で調整します。
市民協働課	○羽島中央生活学校の通帳は羽島中央生活学校が管理し、切手・はがきは市が管理している。すべて羽島中央生活学校へ移管してはどうか。	9月末	○事務局（市民協働課）にて管理している切手・はがきについては、令和5年10月から羽島中央生活学校へ移管します。
スポーツ推進課	○屋内運動場管理業務委託において、個人方にカギの管理をお願いしている状況である。昨年度、県が令和7年1月に稼働を目指し市町村との共同開発を検討している公共施設予約システムにスマートロックの連動機能を備えるよう要求を行ったとの回答はいただいているが、カギの管理は非常に負担となるので、なるべく早く解消していくよう要望する。	9月末	○県が提供する公共施設予約システムとスマートロックの連動機能の有無にかかわらず、来年度、先行して2施設（竹鼻中学校、桑原学園）にスマートロックを導入できるよう、予算要求を予定している。
子育て・健康課	○補助金事業において、市の補助金額が補助団体の決算書等に反映されているか確認すること。	9月末	○基本的には適切に補助団体の決算書等に反映されていたが、一部補助の性質が団体に対する補助にならないもの（保育園等に通う児童の保護者に対する給食費負担補助を園の運営法人が代理受領するもの）については、補助金として決算額への反映は行わない判断がされているものもあったため、引き続き適切な決算処理を行っているかの確認に努めていきます。
全庁	○管財課によって令和4年11月に随意契約ガイドラインが策定され交渉履歴を記載するよう設計金額積算根拠調書が改正された。今後、随意契約の根拠の確認及び設計金額積算根拠調書へ交渉履歴を記載するなど、内容の検証経過を明確に記載することを要望する。	9月末	<p>【全庁回答まとめ】</p> <p>○随意契約ガイドラインを遵守したうえで契約手続きを執行するとともに、随意契約の根拠の確認及び設計金額積算根拠調書へ交渉履歴を記載するなど、内容の検証経過を明確に記載することとする。</p> <p>【管財課回答】</p> <p>○令和4年11月の随意契約ガイドライン策定にあわせて改正した設計金額積算根拠調書について、交渉履歴の記載など、内容の検証経過を明確にってもらうよう「契約事務説明会」等において説明し、周知徹底を図る予定です。</p>

財政援助団体等に対する監査報告 (地方自治法第199条第7項)

1. 監査期間

令和5年6月～7月

2. 監査範囲

令和4年度執行分

3. 監査実施日と実施対象

定期監査と同時期

115件の補助・交付事業

4. 監査の主眼と方法

財政援助等に係る事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているか、所管部署等に対して、指導監督が適正に行われているか当該財政的援助等の目的に沿って行われているか等に着眼して実施した。

補助金等交付団体の要綱及び決算書等の確認を実施した。

5. 監査の結果及び意見等

おおむね財政援助団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

軽易な注意事項等については、指示及び指導を行い、その後の改善及び検討を求めた。

特に重要な事項については、文書による回答を求めることとした。その回答結果は、「令和5年度 定期監査等の実施結果」のとおりである。

行政監査報告（地方自治法第 199 条第 2 項）

1. 監査のテーマ

公金等の管理状況

2. 監査期間

令和 5 年 7 月～令和 6 年 2 月

3. 監査目的

公金等の紛失のリスクに対し、その管理状況を確認

4. 監査方法

次の 2 項目について、監査委員の指示に基づき、事務局職員が該当所属を訪問し、直接確認を行った。

- ① つり銭等、手持ち現金を所有する一部所属において、その残高と保管状況を確認
- ② 切手等（現金以外）の管理状況について、現物と台帳（受払簿等）を突合し確認

5. 監査の結果及び意見

該当するすべての所属において、金庫、つり銭、切手等は適正に保管、管理されていることが認められた。